

箕面市社会福祉協議会
赤い羽根共同募金 箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人箕面市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が箕面市地域福祉活動計画の推進に寄与する活動を支援するために行う公募型助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の公募型助成金の名称は、箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金（以下「助成金」という。）とする。

2 助成金は、赤い羽根共同募金を活用するものとする。

(対象団体)

第3条 助成金の交付対象団体は、箕面市内で活動する営利を目的としない組織で、赤い羽根共同募金の趣旨を理解し、自ら積極的に参画、推進する団体とする。

(対象事業)

第4条 助成金の交付対象事業（以下「助成事業」という。）は、箕面市内で実施される事業であって、住民参加による地域課題の予防や解決をはじめとする箕面市地域福祉活動計画の推進に寄与する活動とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、他の補助金等の対象となっている事業は除く。

- (1) 「みんながつながり支えあう地域づくり」に関する活動
- (2) 「福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備」に関する活動
- (3) 「地域福祉を推進する活動への支援」に関する活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、社協会長（以下「会長」という。）が助成金の交付が必要と認める事業

(対象期間)

第5条 助成金の交付対象期間（以下「対象期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 印刷製本費

- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) 消耗品費
- (7) 通信運搬費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が対象経費として適当であると認める費用

2 対象経費の支出は、対象期間中に完了していなければならない。

(助成金の額)

第7条 助成金の交付額は、20万円を限度として、千円未満の端数を切り捨てた対象経費から会長が予算の範囲内で定める額とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする団体は、会長が指定する期日までに箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付申請書（様式第1号。以下「助成金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 団体の概要（様式第2号）
- (2) 事業計画書及び収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請団体の会則
- (4) 役員名簿又は会員名簿
- (5) 活動内容がわかる書類
- (6) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(審査)

第9条 審査は、ボランティアセンター運営委員会規程に規定するボランティアセンター運営委員会委員若干名、及び社会福祉法人大阪府共同募金会箕面地区共同募金会規程に規定する理事若干名で構成する、箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金審査会（以下「審査会」という。）にて行う。

2 審査会は、申請のあった助成事業について、前条の規定により提出された助成金交付申請書及び添付書類により、経費の妥当性、及び地域福祉推進への寄与度の審査を行うものとする。

(交付決定)

第10条 会長は、前条の規定により行った審査の結果をもとに、助成の可否及び助成額を決定する。助成金の交付（不交付）の決定を行ったときは、箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により助成金の交付を申請した団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成金の交付の決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付請求書（様式第5号。以下「助成金交付請求書」という。）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 会長は、助成金交付請求書の受領後30日以内に、交付団体に対し助成金を交付するものとする。

(事業の変更)

第13条 交付団体は、助成金の交付決定後において、事業内容を変更するときは、速やかに箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金事業変更申請書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において助成金額変更の決定を行い、箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金交付決定変更通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(事業の実施報告及び精算)

第14条 交付団体は、助成事業の完了後30日以内に、箕面市社会福祉協議会赤い羽根共同募金箕面市地域支え合いプロジェクト助成金事業実施報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、清算しなければならない。

- (1) 収支にかかる領収書等
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金について返還を求めるものとする。

- (1) 事業目的を変更した場合
- (2) 事業内容等の大幅な変更をした場合
- (3) 事業を中止した場合
- (4) 申請内容の虚偽や不正な手段によって助成を受けた場合
- (5) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (6) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (7) 事業内容の変更について、会長の承認を受けずに事業を実施した場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、会長が交付決定の取り消し及び助成金の返還が必要と認めた場合

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。